

次のとおり見積競争に付します。

平成 30 年 10 月 3 日

全国健康保険協会秋田支部

支部長 中田 博

1 調達内容

(1) 調達件名

事業主宛送付文書 14,800 枚

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 納品日

平成 30 年 11 月 21 日 (水)

(4) 納品履行場所

後日、秋田支部が指定する場所

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 仕様書の配布及び見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所、問い合わせ先

秋田県秋田市旭北錦町 5-50 シティビル秋田 2 階

全国健康保険協会秋田支部 企画総務グループ 目黒 仁

電話 018-883-1841

(2) 仕様書の配布及び内容に関する問合せ先

上記3の(1)と同じ

(3) 見積書の提出期限

平成30年10月17日(水) 12時00分まで

4 契約方法

見積書を提出期限内に提出し、予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

5 その他

(1) 見積書には、事業所名称・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

(2) 見積書には、調達物品の本体価格のほか納入等に要する一切の諸経費を含めること。

(3) 契約する際、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額を見積書に記載すること。

(4) 提出した見積書の差替え、変更又は取消をすることはできない。

(5) 見積競争結果については、契約業者にのみ電話にて連絡することとする。